

2016年度 成年後見人養成研修（委託集合研修）開催要項

成年後見人養成(委託集合研修) (以下、「委託集合研修」) は、日本社会福祉士会の委託によって実施される研修です。修了者は権利擁護センターぱあととなあ成年後見人候補者名簿に登録することになります。
(※別途名簿登録料が必要です)

1. 研修目的 社会福祉士の成年後見人候補者として必要な知識・技術等の習得を図り、権利擁護センターぱあととなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する。

2. 日 時

1日目	平成28年 7月23日(土)	9:30~17:30
2日目	平成28年 7月24日(日)	9:30~17:30
3日目	平成28年 8月20日(土)	9:30~17:30
4日目	平成28年 9月24日(土)	9:30~17:30
5日目	平成28年10月29日(土)	9:30~17:30

3. 会 場 県民福祉プラザ 2階 多目的室2A
(所在地 〒030-0822 青森市中央3丁目20-30)

4. カリキュラム(予定) 別紙参照

- (1) 講義・演習等：5日間 30時間
- (2) 事前課題：指定する7科目は「事前課題」を提出して頂きます。
課題については、その都度ご案内します。

5. 受講要件 次の要件のすべてを満たす者

- (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
- (2) 研修修了後権利擁護センターぱあととなあに名簿登録し、受任できる者
- (3) 都道府県の会長が成年後見活動に資すると認める者
- (4) カリキュラムの全課程を出席できる者
- (5) 日本社会福祉士会の基礎研修Ⅰを受講済みである者、若しくは2011年度までの旧基礎研修を受講済みである者
- (6) 次の主管社会福祉士会独自の受講要件を満たす者
 - ①当会の規定を守る者(青森県社会福祉士会所属の者)

6. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員

区分	都道府県社会福祉士会名	定員
研修を主管する 社会福祉士会 (主管社会福祉士会)	(公社) 青森県社会福祉士会	15名
研修の対象となる 指定社会福祉士会 (指定社会福祉士会)	(一社) 秋田県社会福祉士会 (一社) 岩手県社会福祉士会	5名

※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

7. 受講費 5万円(別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。)

※一端納入された受講費は、主催者(研修を主管する社会福祉士会)の責による場合以外は返金いたしません。

8. 申込み 別紙の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、所属社会福祉士会の事務局に、郵便または、FAXにてお申送ください。（電話・E-mailでの申込は受け付けておりません）

◆申込先 青森県社会福祉士会事務局

◆申込期間 4月25日(月)～5月31日(火) ※定員となり次第締め切ります。
※郵便は消印有効、FAXは必着。

9. 受講決定 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。
① 主管社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、主管社会福祉士会が決定します。
② 指定社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、申込者の所属する社会福祉士会が受講者を決定し、主管社会福祉士会に推薦します。
③ 上記によりがたい事項については、主管社会福祉士会と定員割当社会福祉士会の協議で受講者を決定します。

10. 受講可否の連絡等

- ・ 受講可否は、6月10日頃までに郵便にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。
- ・ 受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。
- ・ 会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

11. 修了要件 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。
・ 面接授業の出席が100%であること
・ 事前課題を提出すること
・ 修了評価で一定の水準を満たすこと
※なお、本研修は2017年度より新研修に移行するため、翌年度の期間延長ができませんのでご注意ください。

12. 研修単位について

- (1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、新生涯研修制度では専門課程の2単位となり、旧生涯研修制度では「専門分野別研修」となります。
- (2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。
認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）
単位数：2単位
認証番号：20120046
注：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

13. 主催 公益社団法人 日本社会福祉士会 生涯研修センター
主管 公益社団法人 青森県社会福祉士会

(お問合わせ先)

(公社) 青森県社会福祉士会 (事務局 今)
〒030-0822 青森市中央3丁目20-30
県民福祉プラザ5階
TEL 017-723-2560 FAX 017-752-6877
E-mail : aacsw@nifty.com

2016年度 成年後見人養成研修(委託集合研修) 受講申込書

下記の通り、受講を申し込みます。

所属都道府県 社会福祉士会名			
(ふりがな) 申込者氏名			
連絡先住所	〒 _____		
連絡先電話番号			
連絡先FAX番号 (ある場合)			
受講要件の確認 ※□に■(チェック)を入れてください。 ※要件の全てを満たす必要があります。	<input type="checkbox"/> 会員番号 ※会員番号を記載ください。		※受講要件1
	<input type="checkbox"/> 社会福祉士登録番号		
	<input type="checkbox"/> 研修修了後、権利擁護センターぱあとなあに名簿登録し、受任できる		※受講要件2
	<input type="checkbox"/> カリキュラムの全課程を出席できる		※受講要件4
	<input type="checkbox"/> 基礎研修Ⅰを受講済み(修了年度: _____ 年度) <input type="checkbox"/> 旧基礎研修を受講済み	*いずれかにチェックの上、基礎研修Ⅰについては修了年度を記載ください。	※受講要件5
	<input type="checkbox"/> 当会の規定を守る(青森県社会福祉士会所属の者)		※受講要件6
その他	※受講に関して特に配慮が必要な場合は具体的な内容を記入ください。		

【申込方法】 必要事項をご記入のうえ、所属する都道府県社会福祉士会の事務局まで郵便またはFAXにてお申込ください。(電話・E-mailでの申込は受け付けておりません)

【申込先】 青森県社会福祉士会 事務局

【申込期間】 4月25日(月)～5月31日(火)

※定員となり次第締め切ります。

※、郵便での申込は締切日消印有効、FAXでの申込は締切日必着

所属都道府県 社会福祉士会 チェック欄	<input type="checkbox"/> 後見活動に資すると認める。(受講要件3) <input type="checkbox"/> 受講要件(受講要件1, 2, 4, 5, 6)を確認し受講決定を認める。 ※ 受講を認めない場合は、所属都道府県社会福祉士会から受講申込者に、受講不可の旨を連絡ください。
------------------------------------	--